

細 則（入会について）

第 1 条（入会金及び年会費）

入会金及び年会費はホームページの料金表に掲げる通りとする。

第 2 条（入会金の返金）

入会金は契約締結および履行の必要費であり一度納入した入会金は返還しない。

第 3 条（年会費の支払い）

年会費は、10 円未満の端数は切上げとして始期を当年度 4 月、終期を次年度 3 月として月割りで支払う。

第 4 条（年会費の算定）

年会費は、月割りとして使用月から算定する。

第 5 条（障害者受講者の適用）

障害者は、障害者手帳、医師等の診断書、その他公的な文書による証明にて障害者受講者の適用を受けることができる。

但し、当該クラブの代表が認めた場合はこの限りではない。

第 6 条（会員資格の喪失）

最後の利用日から 1 年以内に利用のない会員は会員資格を喪失する。

第 7 条（入会金及び年会費の改定）

入会金および年会費は税制改革、経済社会情勢の変化等により適宜変更することができる。

第 8 条（入会金及び年会費の支払い）

入会金および年会費は、振込人が支払手数料等を負担し指定の銀行口座に支払う。

第 9 条（免除）

当該クラブの代表が適当と認めた場合には入会金および年会費の一部または全部を免除することができる。

第 10 条（附則）

当該細則は 2023 年 4 月 1 日より施行する。

細 則（レッスン料およびその他の費用）

第 1 条（レッスン料）

レッスン料金はホームページに掲げる通りとする。

但し、障害児（者）等のレッスン料金についてはレッスン1回あたり500円を減額する。障害児（者）とは、障害者手帳を所有している者が適用を受けることができる。

第 2 条（レッスンの利用最大限度）

レッスンの利用最大限度は原則予約日より30日以内とする。やむを得ない事情がある場合には当該クラブの代表者は60日以内と延長することができる。

第 3 条（体験レッスン）

体験レッスンとは、予約日から30日以内で、かつ1回限りにおいて入会金および年会費が生じず受講生2名まで受講をすることができる。

第 4 条（レッスン料の違約金）

レッスン料の返還は、第1条に定める金額に違約金30%を差引いて返還する。この場合において1円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

第 5 条（返還処理）

返還が生じた場合は、原則指定口座に支払手数料を差引いて返還を行う。

但し、やむを得ない場合には現金には返還をおこなう。

第 6 条（受講者2名の取り扱い）

受講生2名のレッスンのうち1名によるキャンセルの場合は、利用日時の変更、減額、再受講等はできない。

但し、当該クラブの代表が認めた場合はこの限りではない。

第 7 条（レッスン料の改定）

レッスン料は税制改革、経済社会情勢の変化等により適宜変更することができる。

第 8 条（交通費及び施設利用料等）

指導員の交通費および施設利用料等はすべて第1条に定めるレッスン料に含む。

但し第11条に定める事項に該当する場合はこの限りではない。

第 9 条（必要費及びその他の費用等）

次の各号の一つにでも該当するときは別に定めた必要費を第1条に定めるレッスン料の他に支払わなければならない。

1. 施設利用料が1回につき500円を超えた場合はその超過している施設使用料。
2. 特別な依頼により規定範囲外による出張費、交通費等の必要費の負担があった場合。
3. 主たる指導員の他に、従たる指導員、補助者、介助者の人数の増加があった場合。

第 10 条（附則）

当該細則は2023年4月1日より施行する。

細 則（水泳三団体総合補償制度）

第 1 条（水泳三団体総合補償制度）

保険料はホームページの料金表に掲げる通りとする。

第 2 条（加入義務）

すべての会員および会員以外で利用を認めた者は、当該クラブによる水泳三団体総合補償制度に加入しなければならない。

第 3 条（保険期間）

毎年、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 4 条（中途加入）

第3条に定める保険期間内の加入であっても第1条に定める保険料が生じる。

第 5 条（中途解約）

保険の中途解約による保険料、支払手数料の返還は生じない。

第 6 条（加入義務違反）

保険手続きにおいて申請手続きや保険料の支払いを拒み、虚偽の申告をする等した場合には除名処分とすることができる。

第 7 条（補償範囲）

水泳三団体総合補償制度が定める補償の範囲内において補償がなされる。

第 8 条（附則）

当該細則は2023年4月1日より施行する。

使用細則

第 1 条 (趣旨)

スポーツ施設において水泳およびその他のスポーツ活動を通し健康の増進、保持に努め、会員の安全を確保する。

第 2 条 (会員規約及び諸規定の厳守)

会員規約および使用細則、その他の諸規定、施設利用規約、社会規範等を厳守しなければならない。

第 3 条 (指導員の指示)

主たる指導員の指示に従いレッスンを受講しなければならない。

第 4 条 (受講者以外の制限)

利用中は、受講者以外の者の立ち入り、レッスン参加を禁止する。
但し、主たる指導員または当該クラブの代表が認めた場合はこの限りではない。

第 5 条 (レッスン時間の範囲)

レッスン時間は、施設休憩時間を含み入場から退場までの時間とする。

第 6 条 (レッスン日時の変更)

予約したレッスン日時を変更する場合は受講前日の 17:00 までに変更の連絡をしなければならない。やむを得ない事情がある場合にはレッスン開始時間の 3 時間前までに連絡をしなければならない。
但し、やむを得ない事情がないにもかかわらず、または反復継続してレッスンの日時を変更している場合は変更に応じない場合がある。

第 7 条 (金銭授受の禁止)

指導員または準ずるスタッフにレッスン料の支払い、その他名目を問わず金銭の授受をおこなうことを禁止する。
但し、当該クラブの代表が認めた場合はこの限りではない。

第 8 条 (定められた施設、レッスン日時外の禁止)

あらかじめ定められた日時、場所以外でレッスンを受講することを禁止する。
但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第 9 条 (越権行為の禁止)

指導員または準ずるスタッフと交わした新たな契約行為は、当該クラブでは一切の責任を負わない。この場合において当該クラブに損害が発生した場合は損害賠償の請求をすることができる。

第 1 0 条 (休会)

会員は事情により当該クラブの代表に休会の申立てをおこなうことができる。
この場合において、会員資格の保持、年会費の免除を受けることができるが、休会期間は最大で1年以内とする。

第 1 1 条 (会員以外の制限)

会員以外の者が利用をする場合においても、会員規約、利用細則、その他の諸規定を厳守しなければならない。

第 1 2 条 (レッスン料等の支払い)

レッスン料、その他名目を問わず金銭の支払いは、原則指定口座に事前に支払わなければならない。

但し、やむを得ない事情がある場合または当該クラブの代表が認めた場合はこの限りではない。

第 1 3 条 (障害の告知義務)

障害児者が受講をする場合には者は、障害名 (病名)、内容、程度、病歴、服薬等の注意事項をあらかじめ告知しなければならない。

第 1 3 条 (障害者のレッスンについて)

障害児者が受講をする場合には、障害者手帳、その他の証明により指導員を介助者等として同伴させ施設の優先利用をおこなう。

第 1 4 条 (附則)

当該細則は 2023 年 4 月 1 日より施行する。